

ES 研報告要旨

タイトル：

「テンブル騎士修道会領におけるイスラム教徒の扱い：キリスト教社会形成との相関関係」

日時：1月10日（土）14時～18時

場所：早稲田大学

報告者：阿部 俊大（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

本報告は、中世のイベリア半島において、キリスト教徒による征服後にイスラム教徒が置かれた状況の一端を解明することを目的としたものである。同半島の内部でも、キリスト教徒による征服後のイスラム教徒の扱いは地域によって多様であり、カスティーリャ王国ではムスリム（イスラム教徒）住民がしばしば早期に追放されたのに対し、アラゴン連合王国に属する地域では、中世後期から近世に至るまで、長く相当数のムスリム住民が残存している。ある試算では、15世紀末の段階でムスリム住民はカスティーリャ王国では人口の0.5%程度を占めただけなのに対し、ほぼ同時期にカタルーニャでは1.5%、アラゴンでは11%、バレンシアに至っては30%を占めていたとされる。本報告では、このようにアラゴン連合王国内でムスリム住民が残存した要因の検討を試みた。

アラゴン連合王国地域のムスリム住民を対象とした研究は、主として14世紀以降を対象としている。この時期から経済的徴収のための戸籍台帳であるフガッチャ *fogatge* やその他の財政文書など、ムスリムに関連する体系的な史料が現れるためである。例外的に、13世紀半ばの征服に続く時期に土地分配 *repartiment* の記録が現れるバレンシアに関しては、アメリカのバーンズなどを代表に比較的早い時代から研究が行われているが、アラゴン連合王国の中心であるカタルーニャでは、征服後にイスラム教徒がどのように扱われたのかは、同地域の征服が12世紀半ばという比較的早い時期に終了したものであったため、ほとんど検討を受けてこなかった。12世紀の征服時に、カタルーニャ地域のキリスト教徒の君主であったバルセロナ伯がイスラム側と交わした降伏協定では、キリスト教徒がイスラム教徒と交わした協定が常にそうであったように、「身体・財産・信仰」を保障するという寛大な内容が記されている。また14世紀以降現れる財政文書などの史料では、ムスリム住民が王権（バルセロナ伯権）の重要な支柱となっていることがわかる。このため、降伏協定と後の時代の史料をもとに、「カタルーニャではムスリム住民も——少なくとも他の地域に比べれば——征服後も寛大に扱われてきた」という見解が一般的となっていた。

これに対し、近年、「ムスリム住民の戦略的な排除」を主張する見解が、12世紀半ばにキリスト教徒によって征服されたカタルーニャ南部の中心的都市である、トルトサの司教座文書を分析したビルジリによって唱えられた。彼は「以前イスラム教徒のものであった」と記された土地がキリスト教徒の間で征服直後の時期に盛んに取引されていること、またその後、しばしば土地譲渡文書上に、キリスト教徒の土地を耕作し、土地と共に譲渡される存在としてイスラム教徒が現れることなどから、征服後にはイスラム教徒が戦略的に

排除され、その結果、多くのイスラム教徒の土地がキリスト教徒の手中に帰属し、イスラム教徒はキリスト教徒に隷属する存在となったと主張している。

このようなビルジリの見解は、征服後の同時代史料を網羅的に検討している点で、従来の研究に比べて具体性に優れ、高く評価できるものであるが、幾つかの問題点も有している。まず、彼の研究では、キリスト教側によってイスラム教徒の土地が奪取され、聖俗の有力者に分配されたことが、もっぱら政治的・戦略的見地から主張されており、経済的・社会的要素は視野に収められていない。これは一つには、彼の主たる論点が、キリスト教徒による征服後、それまでのイスラム支配地域にも旧来のキリスト教徒の領土と同様の「封建的体制」が拡大した、という主張にあるためであろう。また、イスラム教徒の戦略的な排除という主張は、中世後期においても相当規模のイスラム共同体が存続し、王権の支柱となっているような状況とは整合しない。さらに、征服直後の混乱が収まり、キリスト教側によって一応の秩序と社会的枠組みが形成されていく中で、イスラム教徒に対する対応にも変化が生じることが予想されるが、ビルジリは彼の研究の主題ではないイスラム教徒の取り扱いについて、そういった変化を想定せず、征服とそれに続く排除ないし隷属という単線的な流れが導かれる結果となっている。

そこで本報告では、このトルトサを対象地域として、征服後のイスラム教徒の社会的位置づけが、キリスト教側の社会形成が進展する中でどのように推移したのかを、経済的要因や社会状況をも視野に含めつつ説明することを図った。対象時期は、トルトサがバルセロナ伯に征服された 1148 年から 1213 年までの約半世紀とした。これを征服後間もない土地の流動性が高い時期と、土地所有権の移動が一段落し、社会が相対的に安定した時期の 2 つに分け、それぞれの時期のキリスト教社会の状況と、そこにおけるイスラム教徒の状況を史料から抽出し、比較することを試みた。史料としてはトルトサ司教座の文書、1182 年からこの地域の共同領主となったテンプル騎士修道会の文書、さらにバルセロナ伯の文書を利用した。

エブロ河の河口近くに位置するトルトサは、古くから周辺地域の政治的・経済的中心であり、イスラム統治時代にはイスラム教小王国の首都となっていた。このため、中世後期に至るまで、カタルーニャではもっとも多くのムスリムがトルトサ周辺に居住している。他方、キリスト教側にとってのトルトサは、司教座を有し、かつ領主としてテンプル騎士修道会をいただく都市であった。このためカタルーニャにおいて、キリスト教徒・イスラム教徒両勢力の接触、衝突、交流の諸相が最も顕在的に現れる地域であると言える。

一次史料を用いた検討は、次のような手順で行った。

第一に、征服に続く時期のキリスト教徒・イスラム教徒双方の状況の分析を行った。まず、キリスト教徒側の政策や経済・植民活動であるについては、バルセロナ伯が征服後、多くのトルトサの土地を家臣に分配、下賜し、開発を指示している文書が数多く伝来している。これらの土地のほとんど全てについて、それまでイスラム教徒のものであったこと

が言及されており、ビルジリの主張した如く、この時期にはイスラム教徒側の土地が大規模にキリスト教徒の手に渡っていることがわかる。また伯による土地の下賜は 1150 年代にはほぼ終了し、それに続いて司教座やテンプル騎士修道会を中心に聖俗の有力者によってそれらの土地を含め、土地や諸権利の購入・集積が行われており、この動きは、1182 年のテンプル騎士修道会によるバルセロナ伯からのトルトサの領主権購入を経て、1180 年代頃に収まっている。これらの頻繁な土地移譲に加え、それらの文書中ではしばしば建設・開墾・植樹などが指示されており、入植後間も無い社会の不安定な状況、およびその中で司教座や騎士修道会などの聖俗有力者を中心に社会が組織されていく過程が看取される。

次に、この間にイスラム教徒の置かれた状況の把握を試みた。征服に際して、バルセロナ伯はムスリム住民に身体や財産の安全、信仰の自由を保障したことがわかっていたが、他方で征服の翌年には、入植許可状を発給してキリスト教徒の入植者集団にトルトサにおける居住の権利や各種の用益権を与えている。またトルトサの司教座を復興し、これにかつてのトルトサのメスキータに属していた財産を与え、かつイスラム教徒を含んだ全住民から十分の一税を徴収する権利を与えるなど、イスラム教徒の状況に影響を与える措置もとられている。上記の土地所有権の大規模な移動に加え、これらの事実から、征服に続く時期には、イスラム教徒に対するキリスト教徒の支配が強化されていく状況が理解された。

第二に、1180 年代以降の、社会の相対的安定期における両者の関係の把握を試みた。

まず、キリスト教徒側ではこのころ、土地の取引が減少し、鎮静化していく状況が見て取れる。トルトサ司教座の文書にあっては、1180 年代には土地売買の文書が減少し、かわって一定の貢租を義務付けて土地を耕作者に保有させる、保有契約が増加する。この状況は、司教座、俗人のいずれが契約主体である場合でも同様である。そして保有契約の数も 1200 年代には減少に向かっているのである。さらに、これらの文書で扱われる土地の性質にも変化が見られる。まず、取引対象となる土地の多くが、次第に都市トルトサのものから郊外のものへと移行している。次に、売買される土地が、既に第三者との貢租契約下に置かれている状況が増加している。さらに土地取引の文書からは、建設や植樹を義務付ける表現や、また土地の未開墾を示唆する表現が減少している。これらの事実からは、土地に関する権利が安定し、かつ多くの土地で一通りの開墾が終了しつつあったことが読み取れるのである。土地の保有契約の主流が、数年後の土地折半を条件とした開発契約、いわゆるコンプラン契約から、次第に収穫物の一定割合を貢租とする契約、さらに一定量の収穫物を貢租とする契約へと変化している状況、また取引される土地に関して「もとイスラム教徒の土地」「イスラム教徒の土地の隣」といった表現が減少していることなども、土地の所有権の移動や開発が一段落し、社会が安定に向かっているという推論を裏付けている。

このキリスト教社会の安定化の中で、イスラム教徒の状況には変化が見られた。1180 年代から、キリスト教徒とイスラム教徒の間の貢租契約が出現するのである。これは上記のようにキリスト教社会において土地所有権の安定化した時期に一致しており、社会が安定

に向かう中で、先行する時期に土地を失いつつあったムスリム住民による耕作活動が再び活発化の兆しを見せていたことがわかる。これらの貢租契約が結ばれた土地は、ムスリム居住地域に集中しており、さらにテンプル騎士修道会により、ある地域のイスラム教徒の集団全体が保護される事例が見られるなど、ムスリムが一定地域の土地耕作者として社会的位置を確保していった様子が理解されるのである。またこの頃から、しばしば譲渡される土地に関して、イスラム教徒の耕作者であるエシャールク *exaric* への言及がしばしば行われているが、彼らを同時代のカタルーニャ北部のキリスト教徒社会に存在していた、土地に緊縛された隷属農民と同じようには考えがたい。キリスト教徒の領主が、取得したある土地の耕作を、その土地を取得以前に耕作していたイスラム教徒農民に改めて委託する事例なども存在しており、むしろムスリム農民が、土地所有者が代わっても保有権を維持し続けているという、ムスリム側の権利の強さが看取されるのである。またこの頃から、司教や俗人が、対価を払った上でイスラム教徒から土地を購入する事例も現れており、このことからイスラム教徒側が土地に対する一定の権利を回復・確保していた様子がうかがえる。むしろ、キリスト教徒とイスラム教徒の関係が完全に友好的なものであったわけではなく、しばしばイスラム教徒が奴隷となっている事例や、キリスト教徒がイスラム教徒の捕虜となっている事例も伝来しているが、全体としては、潜在的な敵対状況をはらみながらも、ムスリム住民が貢租を負担する農民として安定化しつつあったキリスト教社会内へ受け入れられつつあった状況が読み取れるのである。

このような状況の背景には、トルトサにおける労働力の不足と、それによる入植活動の難航が読み取れる。この時代のキリスト教徒間の土地取引の契約にも、売り手の存命中の保有を条件とした売却や、売り手の存命中の扶養を条件としての土地の移譲、不動産購入への資金貸付など、しばしば入植者に有利な取引が存在している。他方で、同じ土地が短期間に繰り返し転売されている事例や、困窮を理由とした土地の売却、食料を対価としての土地の購入、13世紀中葉以降もトルトサ近辺で複数の入植許可状が発給され続けていることなど、入植活動の難航を示す事例も数多く存在している。これらの事実からは、キリスト教徒の社会において、土地権利が確定して行く中で労働力の不足も顕在化したこと、その結果ムスリム農民の労働力がふたたび重要性を増したことが理解されるのである。

以上のような検討から、トルトサでは、ムスリム住民に対し征服後、従来主張されていたような、単純な排除や受け入れのみが行われたのではないことがわかった。征服後間もない時期には、イスラム教徒からキリスト教徒への大規模な土地譲渡が進行し、前者が後者の支配化に置かれていったが、社会の相対的安定期に入ると、労働力の不足や開発の難航を受け、郊外を中心にムスリム農民の再入植が図られ、ムスリム住民が一定の社会的地位を回復していることが明らかとなったのである。イスラム教徒に対して最も厳しい支配や追放が想定される、騎士修道会の所領でかつ司教座がおかれたトルトサのような地域にあってもこのような変化が生じたことは、アラゴン連合王国内の他の地域のムスリムの状況を理解する上でも、重要な手掛かりとなるであろう。